



農業

農地の農外使用は「除外」を申し出て

農用地区域内の農地を、住宅や店舗、露天駐車場などに使用するには、初めに農用地区域からの「除外」をしなくてはなりません。次に農地法に基づく転用許可や都市計画法に基づく開発許可などが必要です。除外を希望する農地の所有者は、申し出をしてください。除外後に計画が無くなった場合は、農用地区域への編入を申し出てください。郵送では受け付けません。

**対象区域** 上川淵・下川淵・芳賀・桂堂・総社・南橋・清里・永明の各出張所管内と城南支所管内の市街化調整区域(農業振興地域内の農地)、農用地区域外として農用地区域から除かれた農地は不要。大胡支所・宮城支所・粕川支所管内で農用地区域と定められた区域

**留意する物** 土地登記事項証明書または登記簿謄本(分家住宅の場合は昭和46年当時の所有者が分かる物)、公図、土地利用計画書、確約書、案内図、土地改良事業等受益地確認書(土地改良事業8年未経過地区内と思われる場合は、土地改良事業の非受益地との確認書提出が必要な場合

も)、都市計画法第34条第8号の3に規定する自己用専用住宅の場合は確認書、印鑑など

申し込み 9月3日(月)～20日(木)の執務時間内に市役所農政課(☎890-6702)、大胡支所管内は大胡支所(☎283-0115)、宮城支所管内は宮城支所(☎283-2131)、粕川支所管内は粕川支所(☎285-6752)へ直接

8月25日にヒマワリ田で催し

西大室町のヒマワリ田で迷路のタイムトライアル、だんべえ踊り、野菜の直売など、楽しいイベントを行います。ぜひ、皆さんでお出掛けください。

日時 8月25日(土)午前9時～11時30分

会場 西大室町(県道苗ヶ島飯土井



一面に咲くヒマワリ

線扱い)

○：問い合わせは農政課☎890-6703へ。

本市の米粉使ってパンやピザ作り

本市産プロピカリ米の米粉を使ってパンやピザを焼いてみませんか。

日時 9月11日(火)午前10時～午後3時

会場 農業総合研修センター(富田町)

対象 一般、20人(抽選)

費用 500円

申し込み 8月28日(火)までにハガキで。住所・氏名・電話番号を明記し、市役所農政課「米粉の料理教室係」(☎890-6708)へ



環境衛生

早めの対処でアメヒト防除を

夏から秋にかけてはアメリカシロヒトリ(アメヒト)の発生期。早めの発見と防除で被害を防ぎましょう。

なお、公共施設でアメヒト被害を発見したら施設の管理者へ連絡を。

**発見**

ふ化した幼虫は、白い網状の巣を作り10日間ほど過ごします。カキ、サクラ、ウメなどに多く発生し、そ

市政TV

はつらつタウン まえばし

群馬テレビ・毎週第4火曜 午後0時20分から7分間

今月は28日(火)

の葉は透けて見えます。

**防除**

巣から離れる前に、高枝切りばさみなどを使用して、枝葉を切り取り、幼虫を踏みつぶしてください。薬剤消毒を行うときは、使用前は必ず近所に知らせ、ラベルに記載された事項を守り、人や家畜、作物などに掛からないよう使用しましょう。

○：問い合わせは農政課☎890-6705へ。

コイを正しく理解 病気まん延防ごう

コイヘルペスウイルス病の感染を防ぐため、次のことを守りましょう。

- ①川や湖沼で釣ったコイや飼っているコイをほかの場所に放さない。
- ②死んだコイを川や湖沼に捨てない。
- ③養殖場所がはつきりしているコイを購入する。

なお、この病気は人に感染することはありません。

○：問い合わせは県蚕糸園芸課☎26-3095へ。



年金

記録訂正後の受給特例法で拡大

これまで記録訂正で年金額が増額しても5年より前の支払い分は時効で受け取れませんでした。年金時効特例法が施行され、受給資格が発生した時点までさかのぼって年金を受け取れるようになりました。対象は、年金受給後に記録が訂正された受給者、これから年金記録が訂正される人、またはこれらに該当する人が死亡しているときはその遺族です。

年金受給後に記録が訂正された人は、9月に社会保険庁から郵送され

る「支払手続用紙」に記入し返送するか、社会保険事務所で手続きをしてください。なお、これから年金記録を訂正する場合は、それに合わせて処理するため特別な手続きは必要ありません。

○：問い合わせは前橋社会保険事務所☎231-1705へ。



税

農業所得の申告はすべて収支計算で

農業所得の申告は、平成18年分からすべて収支計算になりました。これまでの経費目安割合は使用できません。農業所得に関する伝票や領収書などは必ず保管し、収入と必要経費を記録しましょう。記録用紙が必要な人はご連絡ください。

○：問い合わせは市民税課☎890-6210へ。

住宅用地には軽減措置の特例も

固定資産税や都市計画税の負担を軽減するため、住宅用地については課税標準の特例措置が設けられています。家屋の改造などで利用状況が変わったときは、「住宅用地異動申告書」を市役所資産課へ提出してください。また、住宅用地以外に変更

家屋別住宅用地の率			
家屋	居住部分の割合	住宅用地の率	
専用住宅	全部	1.0	
併用住宅	地上5階以上の耐火建築物	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
	上記以外の建築物	4分の3以上	1.0
		4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上	1.0	

した場合も申告が必要です。なお、今年新増築して家屋評価を受ける人は提出不要です。

**住宅用地の範囲**

特例措置の対象となる住宅用地の面積は、住宅の敷地面積に左表の「住宅用地の率」を掛けて求めたもの。限度は床面積の10倍です。

**住宅用地の種類**

- 小規模住宅用地 200平方メートル以下の住宅用地。課税標準額は固定資産税では価格の6分の1、都市計画税では3分の1。
- その他の住宅用地 小規模住宅用地以外の住宅用地。課税標準額は固定資産税では価格の3分の1、都市計画税では3分の2。例えば300平方メートルある一戸建て住宅



住宅用地は税負担が軽減

相談の窓口を 市役所に一本化

大胡・宮城・粕川の各支所で行っていた納税相談の業務を市役所収納課に一本化。税について相談などがある場合は、市役所収納課へ連絡してください。

なお、税の納付はこれまでどおり大胡・宮城・粕川の各支所で行えます。

○：問い合わせは収納課☎890-6229へ。

8月の納税

◆市県民税第2期、国民健康保険税 第2期 8月31日(金)まで

第3回定例会

市議会の定例会傍聴しませんか

第3回市議会定例会を次の日程で開催します。

■本会議

日時 = 9月5日(水)午後1時、9月12日(水)午前10時、9月13日(木)午前10時、9月27日(木)午後1時

■総括質問

期日 = 9月12日(水)、13日(木)

■常任委員会(議案審査)

日時 = <市民経済> 9月18日(火) <建設水道> 9月19日(水) <総務> 9月20日(木) <教育福祉> 9月21日(金)、いずれも午前10時

○…問い合わせは議会事務局☎890-5923へ。